

第2回

令和7年度 土浦市

生活支援担い手養成講座



どんな講座なの？

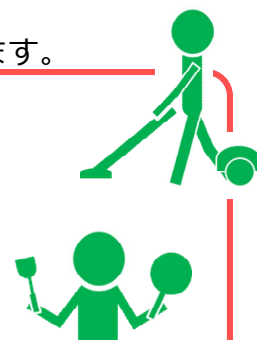
- 家事などの生活活動が難しくなってきた高齢者に対して、生活支援（掃除、調理、買い物など）を行うための、知識や技術を学ぶ講座です。
- 介護現場の第一線で活躍する、介護福祉士さんなどが講師となり、生活支援技術や介護保険制度、コミュニケーション技術、認知症の方への対応などをご紹介します。
- 講座を受講された方は、シルバー人材センターや社会福祉協議会にご登録いただき、**緩和型訪問サービス事業※**を提供することができるようになります。

※ 1回の講座を受講することで、訪問介護員として活動することができます。

※ 緩和型訪問サービス事業とは？

介護保険サービスの一種です。身体の機能の低下などから、家事等が難しくなってきた方に対して、掃除や洗濯、調理、買い物などの生活支援を行います。（利用者の身体に触れる“身体介護”は行いません。）

18歳以上の方が従事できます。また、サービス従事者には、お給金があります。



会 場

土浦市役所2階 男女共同参画センター研修室1・2（大和町9-1）

日 時

令和7年12月19日（金） 9:30～17:00（受付9:00～）

対 象 者

土浦市に在住・在勤・在学の18歳以上の方

受 講 料

無 料

定 員

先着20名

申込〆切

11月21日（金）※定員になり次第募集は終了いたします

申込方法

電話、窓口、FAX またはネットで高齢福祉課まで



●電話 029（826）1111（内線：2500）

●FAX 029（825）5066（裏面の送信票をお使いください）

※本講座は、土浦市の委託を受けて、「指定地域密着型サービス しょうわ家族」が開催します。



生活支援担い手養成講座 Q&A



Q1 講座を受講すると、「介護福祉士」の資格はとれますか？

A1 本講座では、介護福祉士などの専門資格は取得できません。

Q2 介護の仕事をしたことがありませんが、大丈夫ですか？

A2 本講座は高齢者の身体介護ではなく、生活支援を学ぶ講座ですので、介護の仕事をしたことがない方でも OK です！気軽にご受講ください。

Q3 講座を受講したら、必ず、緩和型訪問サービスに協力しなければなりませんか？

A3 緩和型訪問サービスへの協力は、強制ではありません。
講座で学んだ技術や知識を、ボランティア活動や地域貢献に活かしたいという方の受講も、大歓迎です！



Q4 講座では、どのようなことを学びますか？

A4 生活支援に関する、次のようなカリキュラムを予定しています。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ● 介護保険制度および介護概論 | ● 高齢者の特性と、対応・接し方 |
| ● 緊急時等の対応 | ● 生活支援技術について |
| ● 認知症の理解 | ● コミュニケーション、訪問マナー |
| ● 介護現場の理解 | ● ボランティア活動の意義・心得 |

など

令和7年度 第2回 土浦市生活支援担い手養成講座 申込 FAX 送信票

お申込みいただいた方には、開催1週間前までに、詳細なご案内をお送りいたします。

ふりがな			
氏名			
生年月日	年	月	日 (歳)
住所	〒 -		
	※市外に住所のある方はいずれかに○ (市内在勤 ・ 市内在学)		
連絡先	電話	FAX	
	E-mail		

土浦市高齢福祉課 地域支援係 行

FAX 029(825)5066